

免許状の有効期限と更新講習の受講・修了確認等について

(1) 旧免許状所有者について

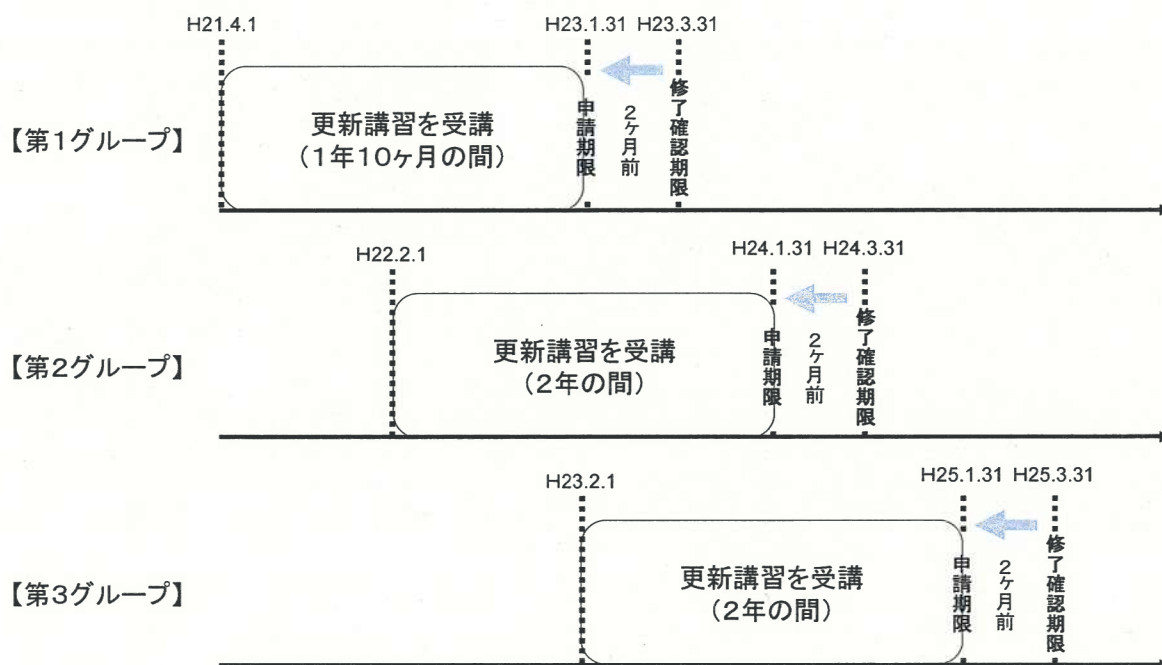
平成21年3月31日以前に授与された普通免許状または特別免許状を有する者の免許状には、有効期間の定めがないことから、最初の修了確認期限が、生年月日によってすべての旧免許状所持者*に設定されている。(次頁参照)

※平成23年3月31日時点で満56歳以上の者に対しては最初の修了確認期限は設定されていない。

更新講習の受講義務のある現職の教育職員等は、修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に30時間の更新講習を受講し、修了確認期限までに免許管理者の修了確認を受けなければ、免許状はその効力を失う。

なお、免許管理者の行う事務手続きに2ヶ月程度の時間が必要となるため、修了確認の申請は、期限の2ヶ月前が申請期限となる。

(参考) 更新講習受講・修了確認のイメージ

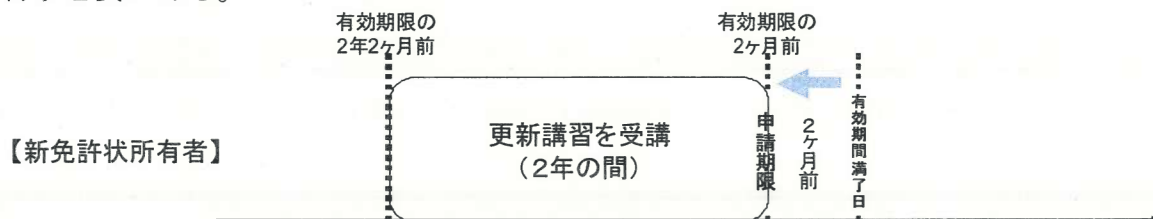


(2) 新免許状所有者について

平成21年4月1日以降に授与された免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなっている。

有効期間の満了日までに更新講習を受講・修了しなかった場合には免許状は失効する。

有効期限の更新にあたっては、有効期限満了日の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの2年間に30時間の更新講習を受講し、有効期限満了日の2ヶ月前までに免許管理者に対して申請を行う必要がある。



旧免許状所持者の修了確認期限

(表 1) 教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する教育職員等（栄養教諭を除く。）

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
第1グループ	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>(平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)</small>	平成33年3月31日
第2グループ	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
第3グループ	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
第4グループ	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
第5グループ	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
第6グループ	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
第7グループ	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
第8グループ	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
第9グループ	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
第10グループ	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

(表 2) 栄養教諭免許状を所持する現職教員等（栄養教諭以外の職にある者も該当。）

栄養教諭免許状は平成16年度に創設された免許状であるため、表1のように修了確認期限を割り振ると、修了確認期限がその者の持つ栄養教諭免許状を授与された日から10年を超えない場合がほとんどとなるため、栄養教諭免許状を持っている者については、表1の割振りを適用せず、以下のとおりとする。

	免許状授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日～平成19年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日～平成20年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日～平成21年3月31日までに 栄養教諭の普通免許状を授与された 旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

更新講習の受講免除の認定申請及び修了確認期限の延期申請について

1. 受講免除の認定

更新講習の受講が免除される方

更新講習の受講義務のある現職教員で、当該年度に修了確認期限を迎える以下の者については、修了確認期限の2ヶ月前までに免許管理者に申請を行うことにより、更新講習の受講が免除される。

(1) 教員を指導する立場にある者

○ 校長等の職にある者

それぞれの修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に、国公立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者（免除認定の申請時点でこれらの職にあることが必要）

※ 上記の職にあっても最新の知識技能を十分に有していないと認めるときは免除されない。

○ 指導主事、社会教育主事その他の教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

○ 免許状更新講習の講師

それぞれの修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間に免許状更新講習の講師となった者

○ 国若しくは地方公共団体の職員又は国立大学法人、公立大学法人、学校法人若しくは文部科学大臣が規定する独立行政法人の役員若しくは職員で、免許管理者が教員を指導する立場にある者と同等以上の知識技能を有すると認めた者

(2) 優秀教員表彰受賞者

文部科学大臣、都道府県又は指定都市教育委員会等が行う表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である者に対するものであって免許管理者が指定するものを受賞した者。

これにより免許管理者から免除対象者として認められる場合には、当該表彰を受けた日が修了確認期限までの10年の期間内であることが必要である。

なお、表彰には、部活動での競技成績のみに基づく表彰、永年勤続表彰のように、その者の知識技能にかかわりなく、ほぼすべての対象者に対して行われる表彰などは対象にならない。

※ 受賞しても最新の知識技能を十分に有していないと認めるときは免除されない。

免除対象者でも、免許管理者に免除認定の申請をしなかった場合若しくは講習を修了しなかった場合、修了確認期限経過後は免許状が失効する。

2. 修了確認期限の延期

修了確認期限の延期ができる方

更新講習の受講義務がある現職教員で、以下に該当する者は、修了確認期限の2ヶ月前までに免許管理者に申請を行うことにより、修了確認期限の延期ができる。延期が認められる場合は以下のとおりである。

- (1) 教員公務員特例法に規定する指導改善研修中である場合
※公立学校の教諭、助教諭、講師のみ
- (2) やむを得ない事由により修了確認期限までに免許状更新講習の課程の修了が困難である場合
 - ① 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き90日以上病気休暇（90日未満の病気休暇で、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会（免許管理者）がやむを得ないと認めるものを含む）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること
 - ② 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること
 - ③ 海外に在留する日本人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設等において教育に従事していること
 - ④ 専修免許状の取得のために大学院の課程に在籍していること（科目等履修生は除く）
 - ⑤ 教員となった日から修了確認期限までの期間が2年2ヶ月未満であること
 - ⑥ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること
- (3) 10年以内に免許状の授与を受けている場合
下記の理由により修了確認期限を延期することが相当である場合
 - ① 平成21年4月1日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと
 - ② 修了確認期限が、普通免許状及び特別免許状(※)を授与された日の翌日から起算して10年を超えない日であること

※ ここでいう「授与」とは、二種免許状を持っている教諭が一種免許状を取得する場合や一種免許状を持っている教諭が専修免許状を取得する場合、他教科、他校種及び特別支援学校教諭の普通免許状又は特別免許状の授与を受ける場合も含まれる。ただし、特別支援学校教諭免許状について新たに特別支援教育領域を追加する場合は「授与」ではない。

(1)、(2)①～④・⑥については、修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に該当していることが必要。

※ 東日本大震災に伴う修了確認期間の特例

- ・ 東日本大震災に被災している等により免許状更新講習の受講が困難な場合については、地震等により交通が困難な場合又は免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があることにより、必要に応じ、修了確認期限の2ヶ月前までに申請を行うことにより修了確認期限の延期ができる。
- ・ 上記の場合には、延期前の受講期間中に既に更新講習の一部を受講し、履修認定を受けている場合は、当該認定を受けた日から延期後の修了確認期限までの期間を、更新講習修了確認期間とする特例が措置されている。

(参考)「東日本大震災に伴う旧免許状所持現職教員の更新講習修了確認期間の特例に関する省令の施行について」(平成 23 年 7 月 26 日付け通知)

【文部科学省ホームページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/012/1308771.htm

教員免許更新制の実施にあたり各学校長（園長）等に留意いただきたい事項

平成21年4月から実施の教員免許更新制が導入され、国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等の教員の方々は、10年に一度、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（都道府県教育委員会）に対して、修了確認のための申請を行う必要があります。

各学校の校長（園長）等におかれましては、教諭、助教諭、講師（常勤、非常勤含む。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭その他職員に対する下記の取組について、ご協力をお願いいたします。

- ①教員免許更新制について各教員等に理解促進を図っていただくこと。
- ②学校（園）内の各教員の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間、受講できる講習等についての周知を行っていただくとともに、各年度に免許状更新講習の受講状況等の確認や受講漏れの防止のための注意喚起、免許状の失効状況の確認等を行っていただくこと。
- ③各教員等が免許状更新講習を受講するに際して、受講申込書等で、学校に所属する教員である（教員であった）ことの証明を行っていただくこと。
- ④校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭の職にある者についても、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了して免許管理者（都道府県教育委員会）による確認を受けなければならないが、これらの職にあることをもって免許状更新講習の受講免除が可能とされています。この場合にも、必ず各自で勤務地の免許管理者に対して免許状更新講習受講免除の申請を行うことが必要である旨を該当の職にある者に周知すること。

※「認定子ども園に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」及び「幼稚園を設置する学校法人等が設置する保育所に勤務する幼稚園教諭免許状を有する保育士」について

- ・これらの者も免許状更新講習を受講することが可能とされており、修了確認期限までに講習受講・修了認定を経て、免許管理者から更新講習修了確認を受けた場合は、次回の修了確認期限までの間に教諭、講師として採用することが可能。
- ・講習を受講しないで修了確認期限を経過した場合は、その後に、講習受講・修了認定を経て、免許管理者から確認を受けなければ幼稚園の教諭、講師として採用することは不可。

教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

【教員免許更新制の制度概要、最初の修了確認期限、免許状更新講習の開設状況等について】

→文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

【制度概要などについての文部科学省への問い合わせ先】

→文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室

メールアドレス : menkyo@mext.go.jp

【更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて】

→各都道府県教育委員会の免許担当にお問い合わせ下さい。

【参照条文】

教育職員免許法

(昭和二十四年五月三十一日法律第四百七十七号)

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九八号) 抄

(教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の教育職員免許法の規定、附則第十条の規定による改正前の教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第四百四十八号)の規定、附則第十一条の規定による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第一百五十八号。以下この項において「昭和二十九年改正法」という。)の規定、附則第十三条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)の規定及び附則第十五条の規定による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二十九号)の規定により授与された普通免許状又は特別免許状を有する者(当該普通免許状及び特別免許状が失効した者を除く。以下この条において「旧免許状所持者」という。)については、第一条の規定による改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の有する普通免許状及び特別免許状(前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新たに授与されたものを含む。)には、有効期間の定めがないものとする。この場合において、新法第五条第二項、第六条第四項、第七条第四項、第九条第四項及び第五項、第九条の二、第九条の四、第十六条の二第二項、第十六条の三第三項、第十六条の四第四項、第十七条第二項、附則第五項後段、附則第八項ただし書、附則第九項後段、附則第十二項ただし書並びに附則第十八項後段の規定、附則第十条の規定による改正後の教育職員免許法施行法第二条第一項後段の規定並びに附則第十一条の規定による改正後の昭和二十九年改正法附則第十項ただし書の規定は、旧免許状所持者には適用しない。

2 旧免許状所持者であつて、新法第二条第一項に規定する教育職員(第七項において単に「教育職員」という。)その他文部科学省令で定める教育の職にある者(以下「旧免許状所持現職教員」という。)は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習(新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。)の課程を修了したことについての免許管理者(新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。)による確認(以下「更新講習修了確認」という。)を受けなければならない。

3 修了確認期限は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 前条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して十一年を経過する日までの期間内でのその者の生年月日及びその者の有する免許状の授与の日に応じて文部科学省令で定める年度の末日を経過していない旧免許状所持者(次号に掲げる者を除く。) 当該末日

二 その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた旧免許状所持者 当該修了確認期限の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日

- 三 更新講習修了確認を受けずにその修了確認期限を経過した旧免許状所持者 其後に免許管理者による免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについての確認を受けた日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日
- 4 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限（以下この条において単に「修了確認期限」という。）までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。
- 5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。
- 6 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。
- 7 旧免許状所持者（旧免許状所持現職教員を除く。）が更新講習修了確認を受けずに修了確認期限を経過した場合には、その者は、その後、第三項第三号に規定する免許管理者による確認を受けなければ、教育職員になることができない。
- 8 免許管理者は、更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行ったとき、又は第五項の規定により免許状が失効したときは、その旨をその免許状を有する者、その者の所轄庁（新法第二条第三項に規定する所轄庁をいい、免許管理者を除く。）及びその免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。）に通知しなければならない。
- 9 更新講習修了確認若しくは修了確認期限の延期を行い、若しくは第五項の規定により免許状が失効したとき、又は前項の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者（新法第五条第七項に規定する授与権者をいう。）は、その旨を新法第八条第一項の原簿に記入しなければならない。
- 10 更新講習修了確認及び第三項第三号に規定する免許管理者による確認並びに修了確認期限の延期に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

教育職員免許法施行規則

(昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号)

附 則 (平成二〇年三月三十一日文部科学省令第九号) 抄

第四条 改正法附則第二条第二項に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第五条 改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 平成二十三年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者(改正法附則第二条第一項に規定する旧免許状所持者をいう。以下同じ。) 平成二十三年三月三十一日

二 平成二十四年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成二十四年三月三十一日

三 平成二十五年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成二十五年三月三十一日

四 平成二十六年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成二十六年三月三十一日

五 平成二十七年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成二十七年三月三十一日

六 平成二十八年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成二十八年三月三十一日

七 平成二十九年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成二十九年三月三十一日

八 平成三十年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成三十年三月三十一日

九 平成三十一年三月三十一日において、満三十五歳、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成三十一年三月三十一日

十 平成三十二年三月三十一日において、満三十五歳以下、満四十五歳又は満五十五歳である旧免許状所持者 平成三十二年三月三十一日

2 栄養教諭の普通免許状を有する旧免許状所持者の改正法附則第二条第三項第一号に規定する文部科学省令で定める年度の末日は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 平成十八年三月三十一日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成二十八年三月三十一日

二 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成二十九年三月三十一日

三 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成三十年三月三十一日

四 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者 平成三十一年三月三十一日

第七条 改正法附則第二条第四項前段の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。
- 二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となっていること。
- 三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
- 四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。
- 五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合には有することを必要とされる免許状をいう。）を有している者に限る。）。
- 六 教育職員として任命され、又は雇用された日から改正法附則第二条第三項に規定する修了確認期限（以下単に「修了確認期限」という。）までの期間が二年二月未満であること。
- 七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

2 改正法附則第二条第四項後段に規定する文部科学省令で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- 一 改正法附則第二条第二項に規定する旧免許状所持現職教員（以下単に「旧免許状所持現職教員」という。）が平成二十一年四月一日以降に普通免許状又は特別免許状の授与を受けたこと。
- 二 修了確認期限が、旧免許状所持現職教員の有する普通免許状又は特別免許状の授与の日（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号。以下、本号において「一部改正法」という。）附則第五条並びに第六条第一項及び第二項の規定により、一部改正法の施行の日において一部改正法第二条の規定による改正後の教育職員免許法の規定による免許状の授与を受けたものとみなされる場合（当該施行の日以後に普通免許状又は特別免許状の授与を受けた場合を除く。）にあつては、一部改正法第二条の規定による改正前の教育職員免許法の規定により免許状の授与を受けた日）の翌日から起算して十年を超えない日であること（前号に該当する者を除く。）。
- 三 附則第五条第一項第一号に掲げる者（平成二十二年の末日において免許状更新講習の課程を修了していないものに限る。）であること。

第九条 次の各号に掲げる事項については、旧免許状所持者（第三号及び第四号に掲げる事項については旧免許状所持現職教員に限る。）の申請により行うものとする。

- 一 更新講習修了確認
- 二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する確認
- 三 改正法附則第二条第四項に規定する修了確認期限の延期
- 四 改正法附則第二条第五項括弧書に規定する認定

2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。

3 第一項の申請（同項第二号に規定する確認に係るものを除く。）は、修了確認期限の二月前までに行わなければならない。

第十条 免許管理者は、前条第一項第四号に規定する認定に係る申請をした旧免許状所持現職教員が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していないと免許管理者が認める者を除く。）であるときは、改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

三 免許状更新講習の講師

四 附則第三条第三号に規定する者のうち、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

2 前項の規定による認定を受けた旧免許状所持現職教員は、その修了確認期限までに更新講習修了確認を受けた者とみなす。